

## 第21期福島県内水面漁場管理委員会 第7回委員会議事録

- 1 日 時 令和5年4月17日(月) 13時30分から14時10分まで
- 2 場 所 福島県庁本庁舎2階 第1特別委員会室(福島市杉妻町2番16号)
- 3 出席者 (委員) 熊田純道(ウェブ参加)、寺西博志、中沢重一、坂内由夫、松本秀夫、石井弓美子(ウェブ参加)、片山亜優、長渡真弓、三木志津帆(ウェブ参加)
- (書記) 後藤勝彌 (水産課主幹)  
渡辺 透 (水産課主任主査)  
鈴木翔太郎 (水産課副主査)  
村上利佳子 (水産課主事)
- (県側) 山廻邊昭文 水産課長(書記長)  
平田豊彦 水産事務所長  
松本育夫 水産事務所漁業振興課専門員  
山本達也 水産資源研究所長  
川田 暁 内水面水産試験場長  
島村信也 内水面水産試験場調査部長
- 4 議 事 (1) 議案
- 議案第1号 福島県内水面共同漁業権漁場計画の案に関する公聴会の結果について
- 議案第2号 福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について(答申)
- 議案第3号 福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について(諮問)
- 議案第4号 福島県内水面区画漁業権漁場計画の案に関する公聴会の開催について
- 5 会 議 (1) 開会  
後藤書記
- 定刻となりましたので、只今より第21期第7回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。
- 委員の出席状況を御報告いたします。本日は委員10名中9名の御出席をいただいております。また、熊田委員、石井委員、三木委員におかれましては、ウェブでの御参加となっており、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第3条第5項の規定に基づく情報通信機器を活用しての御参加となります。
- よって、本委員会は、漁業法第173条で準用する漁業法第145条第1項の規定により、委員の過半数をもちまして成立いたしますことを御報告申し上げます。
- (2) 会長挨拶  
後藤書記
- はじめに、片山会長より御挨拶をお願いいたします。

片山会長

はい。

会議に先立ちまして、一言、御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から福島県内水面漁業への御支援、御協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、本会議に先立ち、先月8日から15日にかけて、内水面共同漁業権漁場計画の案に関する公聴会を開催いたしました。

委員の皆様におかれましては、御対応いただき、改めて御礼申し上げます。

本日の委員会ですが、公聴会において、6漁協の関係者から公述がありましたので、これを踏まえまして、共同漁業権の免許内容などについて、御審議いただければと思います。

他にも内水面区画漁業権の漁場計画の案など、漁業者や遊漁者にとって重要な案件が続きますので、委員の皆様には慎重な審議をお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

本日はよろしくをお願いいたします。

(3) 職員  
の紹介  
後藤書記

ありがとうございました。

議事に入る前に、本年4月1日付けで、知事部局及び本委員会事務局職員の人事異動がございましたので、改めて職員の紹介をさせていただきます。

まず、水産課の山廻邊昭文課長でございます。

山廻邊課長

水産課の山廻邊です。よろしくをお願いいたします。

後藤書記

なお、山廻邊課長は本委員会の書記長を併任しております。続きまして、水産事務所の平田豊彦所長でございます。

平田所長

水産事務所の平田です。よろしく申し上げます。

後藤書記

続きまして、水産資源研究所の山本達也所長でございます。

山本所長

水産資源研究所の山本です。よろしく申し上げます。

後藤書記

続きまして、内水面水産試験場の川田暁場長でございます。

川田場長

はい、川田でございます。よろしく申し上げます。

後藤書記

続きまして、水産課漁業調整担当主任主査で、本委員会の書記を併任しております渡辺透、

同じく漁業調整担当副主査で本委員会書記を併任しております鈴木翔太郎、

同じく漁業調整担当主事、本委員会書記を併任しております村上利佳子でございます。

渡辺書記

水産課漁業調整担当主任主査で本委員会書記併任の渡辺です。よろしく申し上げます。

鈴木書記 同しく水産課漁業調整担当副主査で本委員会書記併任の鈴木翔太郎です。よろしくお願ひします。

村上書記 同しく水産課漁業調整担当主事で本委員会書記併任の村上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

後藤書記 最後になりましたが、私、水産課主幹の後藤勝彌でございます。本委員会の書記を併任しております。引き続き、よろしくお願ひいたします。

(4) 議長の選出

後藤書記 続きまして、議長を選出いたします。委員会運営規程第3条第1項の規定により、会長が会議を主宰することとなっておりますので、片山会長に議長お願ひしたいと思ひます。片山会長、よろしくお願ひいたします。

(5) 議事録署名人の選出  
片山会長

はい。  
よろしくお願ひいたします。  
議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。議長指名とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

片山会長 はい、ありがとうございます。それでは、議事録署名人に熊田委員と松本委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

(6) 議案  
片山会長

それでは、議事に入ります。  
議案第1号「福島県内水面共同漁業権漁場計画の案に関する公聴会の結果について」を議題といたします。  
詳細については、事務局から報告をお願ひいたします。

渡辺書記 議長。

片山会長 お願ひいたします。

渡辺書記 書記の渡辺です。議案第1号「福島県内水面共同漁業権漁場計画の案に関する公聴会の結果について」御報告いたします。

資料をめくっていただいて、下に1と書いてある「公聴会の結果について」を御覧ください。

ページ中ほどから、「2 公聴会の概要」を整理しております。

公述者の公述内容につきまして、公示番号の順に御説明します。

まず、内共第4号請戸川でございますが、室原川・高瀬川漁協の小野組合長からかわえびの漁業権魚種の追加要望と、かわえびに関する種苗放流の取組実績等について公述がありました。

また、泉田川漁協の泉田組合長からも同様に、かわえびの漁業権魚種の追加

要望とかわえびに関する資源や環境の保護について公述がありました。

次に、内共第5号熊川でございますが、熊川漁協事務局の小野様から、提示されている漁場計画に異議のない旨の公述と、アユ等の放流や放射線モニタリング調査の取組の報告がありました。

次に、内共第12号久慈川でございますが、久慈川第一漁協の古市組合長から、提出されている漁場計画に異議のない旨の公述がありました。

次に、内共第18号阿賀川・日橋川でございますが、阿賀川非出資漁協の物江理事から、提示されている漁場計画に異議のない旨の公述がありました。

最後に、内共第21号只見川でございますが、只見川漁協の田崎組合長から提示されている漁場計画に異議のない旨の公述がありました。

なお、以上の6件の公述申請書につきましては、2ページ以降に写しを添付してありますので、御参照願います。

以上で、事務局より報告を終わります。

片山会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局より報告ありましたが、公聴会に出席いただきました委員の方から付け加えるべき事項がございましたら、御発言をお願いいたします。

特にはないようですので、これを踏まえまして、次に、議案第2号「福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について（答申）」を議題といたします。

まず初めに、知事部局の御意見があればお願いいたします。

山廻邊課長

議長。

片山会長

お願いいたします。

山廻邊課長

水産課長の山廻邊です。

公聴会の結果を受けまして、県の考えを申し上げます。

室原川・高瀬川漁協の小野組合長と泉田川漁協の泉田組合長のかわえび漁業の追加の要望に関する公述につきましては、かわえびの資源増殖に対する意識が高く、種苗放流の実績だけでなく、生息環境の保護への取組も実施していることから、かわえびを漁業権魚種にすべきと思われま。

県の考えは以上でございます。

片山会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の意見につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

はい。ないようですので、御手元の資料10ページを御覧ください。

事務局から資料の配布をお願いします。

なお、ウェブ参加の委員の方には、事務局から事前にメールされていると思いますのでそちらの御確認をお願いいたします。

それでは、議案第2号につきまして、答申文案の記の欄に、只今お配りしました答申案のとおり、

1 内共第4号請戸川の漁場計画について

・漁業の名称にかわえび漁業を追加すること

として、記載して答申したいと思います。

これについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員 (委員5名中5名挙手、ウェブ参加委員3名中3名挙手)

片山会長 全員の賛成が確認されましたので、案のとおり知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容を変えない軽微な文言等の修正につきましては、会長一任としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

片山会長 はい。ありがとうございます。

続きまして、議案第3号「福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について」知事より諮問されています。

諮問の内容につきまして、知事部局より御説明をお願いいたします。

山廻邊課長 議長。

片山会長 お願いします。

山廻邊課長 水産課長の山廻邊です。

資料47ページの事務日程を御覧ください。

現行の福島県内水面区画漁業権、第二種区画漁業権につきましては、本年12月31日をもちまして5年の存続期間を満了いたします。

県では、漁業権の一斉切替に当たりまして、令和4年より継続要望調査、漁場調査等により、漁業関係者の声を把握してまいりましたが、今般、漁業権の免許内容となる漁場計画の案がまとまりましたので、諮問することといたしました。

では、漁場計画の内容につきまして御説明いたします。

ページを戻っていただきまして43ページを御覧ください。

諮問文をお示しております。

続きまして、1枚めくっていただきまして44ページを御覧ください。

次回漁業権の漁場計画の案を表によりお示しております。

表には、1から28号の公示予定番号ごとの「漁場の位置」、「漁業の区域」、「漁業の種類」、「漁業の名称」、「漁業時期」、「存続期間」、「個別漁業権または団体漁業権の別」に関する内容が記載されています。

案を策定するに当たり、素案に対して利害関係者から意見聴取を実施いたしました。

その経過を45ページの中ほどにお示しております。

合計3件の意見がありましたが、いずれの意見も素案に示す内容で充足していると思われますので、素案からの変更はありません。

素案に関する意見及び検討結果の詳細は、46ページの表に記載されておりますので、御覧ください。

以上で、福島県内水面区画漁業権漁場計画の案についての説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

片山会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、知事部局より説明がありましたが、当委員会としては、共同漁業権と同様、漁業法の規定に基づき公聴会を開催し、関係者の意見を聞いた上で、諮問の内容が妥当であるかを判断することになります。

従いまして、本日は漁場計画の不明な点に関する御質問にとどめたいと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは、委員の皆様から何か御質問ありますでしょうか。

中沢委員

議長。

片山会長

はい。中沢委員よろしく申し上げます。

中沢委員

46ページの区内第28号の1番下の丸ポチなのですが、農業用水や貯水機能の利用に影響が出ないことと、漁業権者は水位調節等の対策を講じることという記載があるのですが、近年、非常に異常気象と言われて、今年も、例年になく、非常に気温が高くて、花見には非常に良かったのかもしれませんが、水位調節に関して、大雨の場合は放流できるのですけれども、好天が続いた場合の渇水時には、どうしようもない部分があるのかと思うのですが、その辺は実際、農業者と漁業者で何らかの調整はあるのでしょうか。

山廻邊課長

議長。

片山会長

申し上げます。

山廻邊課長

現場的には、話し合い等が行われているかもしれませんが、水産課に、調整を委ねられるとか、相談があるといった案件は、近年ございません。

中沢委員

分かりました。いずれお天道様の仕業なので、人間同士が話し合ってもどうしようもないことなのでしょうが、何らかの問題があったときには、やはり、県当局も含めて、調整というか話を聞く窓口というか、そういったことも必要なのかなと思いますので、よろしく申し上げます。

山廻邊課長

分かりました。

片山会長

ありがとうございます。

他に御質問ありますでしょうか。

他に御質問ないようですので、引き続き、議案第4号「福島県内水面区画漁業権漁場計画の案に関する公聴会の開催について」を議題といたします。

事務局より、原案を説明お願いいたします。

渡辺書記

議長。

片山会長

お願いします。

渡辺書記

書記の渡辺です。

議案第4号公聴会の開催について御説明いたします。

まず、資料の49ページを御覧ください。

公聴会の開催に当たり、事務局にて公聴会開催要領案を作成いたしましたので、御説明申し上げます。

「2 主宰者」ですが、福島県内水面漁場管理委員会となります。

49ページ中ほど、「3 期日及び場所等」につきましては、6月5日14時から郡山市にあります福島県農業総合センターで開催を予定しております。

表中の「意見を聴こうとする案件」でございますが、「福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について」に関する事項となります。

なお、事務局案としまして、担当委員を片山会長以下、熊田委員、石井委員とし、御出席をお願いしたいと考えております。

「公述者となりうる者の範囲」ですが、「漁業者、その他利害関係のある者」としております。

また、「4 公述者の手続」につきましては、公述者になろうとする者は、50ページに添付しております公述申請書に必要事項を記入の上、あらかじめ委員会に提出することとなります。

51ページには、「公聴会の次第(案)」と「公述者に対する注意事項」を告示しております。

ただ今、御説明申し上げた要領につきましては、52ページ以降に添付しております当委員会の「漁業法に基づく公聴会に関する手続規程」に基づき作成しております。

なお、公聴会開催の決定の折には、資料48ページに示しております告示案により県報に掲載し、関係者に通知する手続となっております。

以上、公聴会の開催について御説明を終了いたします。

御審議のほどよろしくお願いします。

片山会長

はい、ありがとうございました。

なお、出席委員につきましては、事務局から原案が示されておりますが、日程等で都合のつかない方がいらっしゃいましたら御発言をお願いいたします。

大丈夫でしょうか。

それでは、他に質問等ございますでしょうか。

御質問がないようですので、議案第4号「福島県内水面区画漁業権漁場計画の案に関する公聴会の開催について」お諮りいたします。

公聴会の開催について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

片山会長

はい。

ウェブ参加の委員の方からも、異議がないということを確認しましたので、原案のとおり、開催を決定することといたします。

なお、本決定につきましては県報に掲載し、関係者に通知する手続となっております。

御案内しておりました議事は全て終了いたしました。

その他に何かございますでしょうか。  
ないようですので、以上をもちまして議長の任を終わらせていただきたいと思います。  
思います。

御協力ありがとうございました。


(6) 閉会  
後藤書記

委員の皆様におかれましては、慎重な御審議ありがとうございました。  
以上をもちまして、第21期第7回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします




以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和5年 6 月 12 日

会 長 片山 亜優 



議事録署名人 熊田 純道 

議事録署名人 松本 秀夫 